

令和 8 年度 夏の定期貯金キャンペーン商品概要説明書

1. 貯金種類	・大口定期貯金																												
2. 取扱期間	・令和 8 年 6 月 1 日（月）～ 令和 8 年 9 月 30 日（水）																												
3. 販売対象	個人【個人事業主を含む】																												
4. 期間	・定型方式 1 年、3 年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができません。																												
5. 募集総額	<p>300 億円（※募集総額に到達次第、取扱を終了させていただきます。）</p> <p>各地区本部の内訳は下記のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">宮崎中央地区本部</td> <td style="width: 33%;">7,654 百万円</td> <td style="width: 33%;">綾町地区本部</td> <td style="width: 33%;">282 百万円</td> </tr> <tr> <td>はまゆう地区本部</td> <td>2,060 百万円</td> <td>串間市大東地区本部</td> <td>226 百万円</td> </tr> <tr> <td>都城地区本部</td> <td>4,346 百万円</td> <td>こばやし地区本部</td> <td>1,802 百万円</td> </tr> <tr> <td>えびの市地区本部</td> <td>1,031 百万円</td> <td>児湯地区本部</td> <td>1,327 百万円</td> </tr> <tr> <td>尾鈴地区本部</td> <td>1,177 百万円</td> <td>西都地区本部</td> <td>1,898 百万円</td> </tr> <tr> <td>延岡地区本部</td> <td>4,028 百万円</td> <td>日向地区本部</td> <td>2,875 百万円</td> </tr> <tr> <td>高千穂地区本部</td> <td>1,294 百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	宮崎中央地区本部	7,654 百万円	綾町地区本部	282 百万円	はまゆう地区本部	2,060 百万円	串間市大東地区本部	226 百万円	都城地区本部	4,346 百万円	こばやし地区本部	1,802 百万円	えびの市地区本部	1,031 百万円	児湯地区本部	1,327 百万円	尾鈴地区本部	1,177 百万円	西都地区本部	1,898 百万円	延岡地区本部	4,028 百万円	日向地区本部	2,875 百万円	高千穂地区本部	1,294 百万円		
宮崎中央地区本部	7,654 百万円	綾町地区本部	282 百万円																										
はまゆう地区本部	2,060 百万円	串間市大東地区本部	226 百万円																										
都城地区本部	4,346 百万円	こばやし地区本部	1,802 百万円																										
えびの市地区本部	1,031 百万円	児湯地区本部	1,327 百万円																										
尾鈴地区本部	1,177 百万円	西都地区本部	1,898 百万円																										
延岡地区本部	4,028 百万円	日向地区本部	2,875 百万円																										
高千穂地区本部	1,294 百万円																												
6. 預入方法	<p>・店頭からの一括預け入れに限ります。 ※ATM、JAバンクアプリプラス(ネットバンク)は対象外となります。</p> <p>・1,000 万円以上 ※新規資金または 20%以上の増額書替を対象とします。</p> <p>・1 円単位</p>																												
(1) 預入方法																													
(2) 預入金額																													
(3) 預入単位	・1 円単位																												
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。																												
8. 利息	<p>・預入時の約定利率（1 年：0.575%、3 年：0.65%）を初回満期日まで適用します。 なお、自動継続の場合には、大口定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。</p> <p>・預入期間 1 年のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間 3 年のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。</p> <p>・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。</p> <p>・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税となります。 <u>※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までは、国税に復興特別所得税の 0.315%が加算されます。</u></p> <p>・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。</p>																												
(1) 適用金利																													
(2) 利払方法																													
(3) 計算方法																													
(4) 税金																													
(5) 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。																												

9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.25% を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。
11. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の A、B および C (C の算式により計算した利率が 0 % を下回るときは 0 % とします。) のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率 - 約定利率 × 30 % C $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 J A 所定の利率とします。 (2) 預入日の 1 か月後の応当日以降に解約する場合 次の A および B の算式により計算した利率 (B の算式により計算した利率が 0 % を下回るときは 0 % とします。) のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率 - 約定利率 × 30 % B $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額 (支払済の利息合計額) と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
12. 抽 選 (1) 懸賞品の内容 (2) 抽選日・抽選場所 (3) 抽選権 (4) 当選発表 (5) 中途解約	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物加工品セット (3,000 円相当) . . . 800 本 ・令和 8 年 11 月に J A みやざき本店にて行います。 ・預入口数、金額によらず、1 人 1 口の抽選権を付与します。 ・抽選券は発行いたしません。 ・商品の発送をもって当選発表に代えさせていただきます。 ・やむを得ず抽選基準日 (令和 8 年 10 月 31 日) 以前に中途解約される場合は、抽選権はなくなります。
13. 貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は、当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>14. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支店または本店金融統括部（電話：0985-31-2652）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。）</p>
<p>15. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

JAみやざき